

生活介護施設の整備について

1 要旨

区では、東十条小学校の教室不足に対応するため、隣接する旧東十条出張所を取壊し、校舎を増築することになり、旧東十条出張所を使用している第二あゆみ福祉センター（就労継続支援 B 型事業所）が、旧桜田小学校跡地にある旧桜田学級棟 2 階に移転することとなった。

また、令和 5 年度には、区内施設において利用者定員の超過が見込まれ、他に整備に適した建物等の確保が難しい実情を踏まえ、建物の 1 階部分には、特別支援学校の卒業生や障害の重度化により就労系施設等への通所が困難となった方の日中活動の場である生活介護施設の整備を進めていく。

本整備は、令和 4 年度中に建物の改修工事及び事業者の審査・選定を行い、令和 5 年 4 月の開設を予定している。

2 施設概要

- (1) 所在地 北区王子 5-2-8（旧桜田小学校跡地）
- (2) 敷地面積 約 1,254 m²（延床面積 1,138.11 m²）
- (3) 建物構造 鉄筋コンクリート造地上 2 階建て、エレベータ 1 基
- (4) 施設内容 1 階（生活介護：定員 12 名程度）
2 階（就労継続支援 B 型：定員 20 名）

3 区内生活介護施設の利用定員の状況

区内では、知的障害者を対象とした生活介護施設の利用定員が特にひっ迫しており、利用が想定される特別支援学校の卒業予定者を考慮すると、令和 5 年度時点で利用定員を超過することが見込まれている。

主に知的障害者を対象とした生活介護施設の定員と現員の状況

単位：人（令和 3 年 4 月時点）

施設名	あすなろ 福祉園	若葉 福祉園	就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑 ※1	あゆみ福祉 センター	ヴイ 西が丘	合計 ※2
定員	50	57	80	12	20	139
現員	49	51	90	9	10	119
余裕枠	1	6	0	3	10	20

※1 就労・生活支援センター飛鳥晴山苑の現員数には、身体障害者 23 人を含む。

※2 就労・生活支援センター飛鳥晴山苑は現員数が定員を上回っているため、合計には含めていない。

特別支援学校卒業予定者数の推移（愛の手帳 1・2 度）

単位：人（令和 3 年 4 月時点）

卒業年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
卒業者数	7	2	11	8	5
累 計	7	9	20	28	33

4 生活介護事業者の選定

生活介護事業者が施設を運営するためには、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準により定員 20 人以上の規模である必要があるが、1 階の訓練・作業室の広さから定員を 20 人以上とすることができない。しかし、2 以上の事業を一体的に行う多機能型事業所の場合は、特例として生活介護の利用定員が 6 人以上（2 事業の利用定員の合計数は 20 人以上）であれば運営することが可能である。

このため、この多機能型に関する特例に基づき、2 階の第二あゆみ福祉センターを運営する社会福祉法人あゆみが、1 階の生活介護施設を一体的に運営する事業者として妥当であるかを妥当性審査委員会により審査し、選定を行う。

5 経過及び今後の予定

令和 3 年 3 月	旧桜田学級棟への移転を所管委員会へ報告
4 月	旧桜田学級棟改修工事設計委託
9 月	障害者施設の整備について所管委員会へ報告
令和 4 年 1 月	旧桜田学級棟改修工事入札
5 月	妥当性審査委員会の開催（12 月まで全 3 回）
8 月	工事終了後、第二あゆみ福祉センター移転
令和 5 年 4 月	1 階で生活介護施設開設